

諮問日：平成29年6月5日（平成29年度（最情）諮問第28号）

答申日：平成29年12月1日（平成29年度（最情）答申第48号）

件名：下級裁判所裁判官に任命されるべき者として最高裁判所が指名すべき人数の根拠が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所が、内閣に対し、下級裁判所裁判官に任命されるべき者を指名するに当たり、任命予定者よりも1名多く指名することとなっている根拠が分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

下級裁判所裁判官に任命されるべき者として最高裁判所が指名すべき人数について特段の定めはなく、その根拠となる文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

- ③ 同年 8 月 4 日 審議
- ④ 同年 9 月 2 9 日 最高裁判所の職員（事務総局人事局任用課長）
から口頭説明聴取及び審議
- ⑤ 同年 1 1 月 1 0 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないと説明する。そこで検討すると、下級裁判所裁判官に任命されるべき者として最高裁判所が指名すべき人数については、法令上、特段の定めはない。また、最高裁判所の職員の口頭説明によれば、以前は任命されるべき人数より 1 名多く指名するのが通例であったが、下級裁判所裁判官指名諮問委員会が設置された現在では任命されるべき人数と等しい人数を指名しており、これらの事務は慣例によって運用しているものであるから、文書を作成する必要はないとのことである。このような説明の内容は、不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人